

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

人事院 第2次回答

管理番号	115	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

国家公務員の給与等の改正予定内容に係る情報提供の早期化

提案団体

香川県、栃木県、神奈川県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省庁

内閣官房、総務省、人事院

求める措置の具体的内容

地方公共団体が地方公務員法第24条第2項及び第4項の規定の趣旨を踏まえて給与・勤務時間・休暇制度の改正を円滑に実施できるよう、国家公務員における制度改正予定内容を十分にかつ早期に情報提供いただけるよう人事院と総務省で連携して取り組んでいただきたい。具体的には、以下の事項について要望する。

(1) 人事院勧告を踏まえた法律・規則改正等に関する通知や情報提供の早期化
※法律改正に関する情報については10月初旬まで(県議会の11月定例会に条例案を提出するため)に、当該年度施行の規則改正については12月初旬までに提供いただくことが望ましい。

(2) 人事院勧告では触れられなかった制度改正が行われる場合があるが、このような情報は検討段階から情報提供いただくこと
※10月初旬までに提供いただくことが望ましい。

(3) (2)の制度改正に関する情報提供の早期化
※当該年度施行の規則改正については12月初旬までに情報提供いただくことが望ましい。
※翌年度施行の規則改正については1月下旬までに情報提供いただくことが望ましい。

(4) 人事院が行う各省向け説明会資料等を共有いただくこと
給与改定は人事院と各地方公共団体の人事委員会が民間給与実態調査を共同で実施しその成果を得ているものであり、当該調査結果等を踏まえたアウトプットでもある改正事項については、適時・適切に地方公共団体に提供されても良いのではないかと考える。

具体的な支障事例

国家公務員における給与・勤務時間・休暇制度の改正予定内容については、例年、8月に行われる人事院の報告・勧告内容、その後に国会に提出される法案、その後に公布される人事院規則等の内容、総務省からの情報提供内容、随時報道される内容をもとに確認している。

しかしながら、最近、十分な情報が適時に提供いただけず、地方公共団体において検討時間、職員団体との調整時間、システム改修時間、例規改正時間、給与決定事務時間、職員への周知期間などが十分に確保できないケースが生じている。

例えば、令和7年度であれば、令和8年4月からの初任給決定事務における5年を超える経験年数の換算方法の改正及びそれに伴う在職者調整や大学生年代の扶養親族に係る扶養手当制度の改正など、8月の人事院報告・勧告には記載されていなかった改正内容について、令和8年2月13日に総務省から人事院規則が改正されたとの情報提供があった。これ自体、寝耳に水で情報提供をもっと早くいただきたかったし、規則より下位の既定や通知についても、あわせて提供いただきたかった。

また、令和8年4月に創設する駐車場料金に関する通勤手当や第2種初任給調整手当についても、一定の準備期間や周知期間が必要であるにも関わらず、上記と同様のタイミングでの情報提供であった。

人事院が各省の担当者等に向けて行う説明会について、以前は当県の人事委員会も同時視聴することができていたが、令和7年度は不可となった。

民間給与実態調査の実施団体でない市町村においても同様の支障が生じていることから、適切な給与、勤務時間その他の勤務条件を定めるため、人事院と総務省が連携し、国家公務員に係る制度改正予定内容及び運用基準等について、年内を目途に情報提供いただくなど、情報提供の早期化をお願いしたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地方公共団体における検討時間、職員団体との調整時間、システム改修時間、例規改正時間、給与決定事務時間、職員への周知期間などが十分に確保されることにより時間外勤務が削減され、経費節減や職員のワークライフバランスの確保、地方公共団体がより自主性を発揮すべき事務への優先的な取組みに資するものと考ええる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、花巻市、郡山市、茨城県、埼玉県、千葉県、名古屋市、大阪府、小野市、徳島県、高松市、佐賀県、熊本市、大分県、宮崎県

○早期に情報提供いただけることにより、当市における検討時間、職員団体との調整時間、システム改修時間、例規改正時間、給与決定事務時間、職員への周知期間などが十分に確保されることが期待できることから、提案事項に賛同する。

○求める措置の具体的内容(3)に関して、翌年度施行の規則改正についても、当該年度施行分と同様に、12月初旬に情報提供いただくことが望ましい。

○提案団体と同様の支障事例がある。情報提供が遅いものについては、事前に県へ電話で詳細を照会して対応しているほか、改正が間に合わなかったものは、次年度に改正することになり、場合によっては遡及適用で対応せざるを得ないものも生じている。

各府省庁からの第1次回答

国家公務員の給与等の改正予定内容に係る情報提供は、これまでも情報提供が可能となった段階で速やかにやってきたところであるが、情報提供のさらなる早期化が可能かどうか、関係府省と協議してまいりたい。

各府省庁からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

最近の事例としても、令和7年4月15日及び令和8年3月24日付けで総務省消防庁から、緊急消防援助隊として出動した職員に支給する手当と国家公務員の災害応急作業等手当との均衡を図るよう通知が発出されたが、その約2週間後の令和8年4月8日には、国家公務員の災害応急作業等手当の金額を引き上げるなどする人事院規則が公布され、令和8年4月1日から適用されることが明らかになった。また、この人事院規則の改正については、令和7年8月の人事院勧告・報告では全く触れられておらず、総務省から令和8年4月9日に「給与情報」として自治体に情報提供されたことで了知したところである。関係自治体は、総務省消防庁の通知を踏まえて、今回の引上げ前の国家公務員の手当額と均衡がとれるように、関係条例の改正議案を議会に諮るなど手続きを進めてきたと思われる中、目指していた国家公務員の手当額が急に引き上げられることとなり、再度、議会に対して引上げをお願いしないといけない状態になったのではないかと推察される。

このように継続して課題が発生している状況であり、総務省に対しては、本提案にあるとおり、人事院勧告・報告では触れられなかった制度改革の情報や人事院が各省庁向けに行う事前説明や事前調整に関する資料等を自治体に早期に提供する必要性を人事院に十分ご理解いただけるよう、早期かつ最大限の努力を求めたい。

各府省庁からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【埼玉県】

・総務省からは毎年、総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」等が発出され、地方公務員の給与制度について、国家公務員の見直しを踏まえて必要な措置を講ずるよう助言を受けている。
・助言どおりに国家公務員に準じて新たな給与制度を導入するには、規定改正だけでなくシステムの改修も必要であり、システム改修には時間を要する。
・給与法を提案するに当たり、規則等も含めた制度骨子は確定しているものと考えられるため、給与法が提案された時点で、想定されている制度の骨子案を総務省からご提供いただくよう、関係省庁間での調整をお願いしたい。

【千葉県】

国家公務員における給与等の改正予定内容に係る情報提供は、これまでのスケジュールでは当県での検討やシステム改修等の時間の確保が困難となる場合が生じていることから、情報提供の早期化を是非お願いしたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

人口減少下における資源制約の深刻化を踏まえ、地域が自主性を発揮すべき事務により優先的に取り組めるよう、事務負担の軽減のため国・地方の連携強化を目指した取組を推進することで、提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

—

各府省庁からの第２次回答

国家公務員の給与等の改正予定内容に係る情報提供については、各地方公共団体における検討、条例等の改正並びにシステム改修等に係る期間をより確保できるよう、情報提供のさらなる早期化について、関係府省と協議してまいりたい。